

# 所得税の確定申告／町・県民税の申告について

## 所得税の確定申告はお早めに

確定申告書の作成は、「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の確定申告書、青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは印刷して書面で提出することもできるほか、電子申告(e-Tax)を利用して提出することもできます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

## e-Taxで申告してみませんか

e-Taxとはインターネットを利用して申告ができる便利なシステムです。e-Taxを利用して所得税の申告をすると、次のようなメリットがあります。

- ① 最高3,000円の税額控除を受けることができます(平成19年分〜平成24年分の間でいずれか1回)。
  - ② 添付書類の提出または提示を省略できます。
  - ③ 還付金を早く受け取ることができます。
  - ④ 所得税の確定申告期間中は24時間利用可能です。
- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 納期限と振替納税のご案内

確定申告による所得税の納期限および口座振替日は次のとおりです。納付には便利で確実な振替納税をご利用ください。

納期限 3月15日(金)  
 振替日 4月22日(月)

## 平成24年分の所得税から適用される主な改正事項

生命保険料控除が次のとおり改正されました。平成24年1月1日以後に新たに締結した生命保険契約などについて、税制改正後の控除制度が適用されます。平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約などは旧制度が適用されます。

### 改正後の控除制度

#### ● 介護医療保険料控除の新設

現行の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料について「介護医療保険料控除」が新たに設けられます。

#### ● 各保険料控除の適用限度額の変更

一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の控除適用限度額が、所得税4万円、町・県民税2万8千円に変更され、新設される介護医療保険料控除も同額として設定されます。

#### ● 制度全体の限度額の変更

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除をあわせた全体の控除適用限度額が所得税12万円に拡充されます(町・県民税は現行どおり7万円のまゝ)。

### 保険料控除額の計算方法

#### (旧制度)

年間の支払保険料等	所得税の控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超	支払保険料等×1/2
50,000円以下	+12,1500円

所得税の確定申告と町・県民税の申告の相談および申告書の受付を2月18日(月)から3月15日(金)までの期間、役場などで行います。

#### (新制度)

年間の支払保険料等	所得税の控除額
50,000円超	支払保険料等×1/4
100,000円以下	+25,0000円
100,000円超	一律50,0000円
一般・個人年金あわせて100,000円が限度	
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超	支払保険料等×1/2
40,000円以下	+10,0000円
40,000円超	支払保険料等×1/4
80,000円以下	+20,0000円
80,000円超	一律40,0000円

一般・個人年金・介護医療あわせて120,000円が限度  
 ※町・県民税では所得税における適用方法に関わらず、納税義務者に有利な方法を適用します。

### 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。町・県民税の申告をしてください。所得税の還付が発生する場合は確定申告をしてください。

### 記帳義務の拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要のない方を含む)について必要となります。

## 町・県民税の申告について

個人の町民税・県民税の申告は、毎年1月1日現在の住所地の市町村に前年中(1月～12月)の所得金額などを3月15日まで申告することになっています。

この申告は、町民税・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、児童関連手当の算定、国民年金保険料の免除申請などに必要となりますので、該当する方は収入がない場合でも必ず申告してください。

申告がないと所得・課税証明書や非課税証明書が発行できません。

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 給与所得のみで勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金等の所得のみで、所得控除を追加しない方
- ④ 前年中に所得がなかった方で、扶養者から扶養親族として町に申告がされている方

### 給与所得者や年金所得者で副収入があった方へ

住民税は各種所得を合算して税額を算出するため、副収入の所得金額により確定申告が不要となった場合でも住民税の申告は必要です。

【副収入の例】 営業、農業、外交員報酬、定置網組合の配当、地代、家賃、原稿料、講師謝礼、シルバー人材センターの配分金、外国為替証拠金取引(FX)に係る収益など

### 申告時にご持参いただくもの

- ・ 印鑑
- ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票
- ・ 営業、農業所得者は収入・支出が分かる書類、帳簿等(※1)
- ・ 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・ 医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(※2)

- ・ 寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- ・ 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)

※1 農業の収支計算は農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です

※2 平成24年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合

### 申告相談日程表

確定申告と町・県民税の申告の両方を受付いたします。大変混雑いたしますので、時間に余裕をもってお越しください。左記の日程で都合の悪い方は、役場・総合事務所まで受付いたします。

対象	日時(土日除く)	会場
南条地区の全集落	2月18日(月)～22日(金) 午前9時～午後4時	南条地区公民館
	3月7日(木)～13日(水) 午前9時～午後4時	(この期間は役場本庁での受付はできません)
	上記以外	南越前町役場本庁

南越前町役場本庁は耐震工事の為、会場が大変狭くなっております。できるだけ南条地区公民館にお越しください。

対象	日時(土日除く)	会場
南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋	2月28日(木) 午前9時～午前11時	鹿蒜公民館
久喜・長沢・馬上免・古木・上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杉木保	3月1日(金) 午前9時～午後3時	古木生活改善センター
合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯・宇津尾・橋立・広野	3月4日(月) 午前9時～午後3時	堺公民館
新北府・北府・山王・日吉・天王・稻荷(湯尾)・八幡・旭(湯尾)・八乙女・燧・社谷	3月5日(火) 午前9時～午後3時	湯尾生活改善センター
今庄地区(旧今庄町)の全集落	上記以外	今庄総合事務所

対象	日時(土日除く)	会場
甲楽城	2月26日(火) 午前9時～午後3時	甲楽城公民館
糠・杉山・八田	2月27日(水) 午前9時～午後3時	糠公民館
河野地区の全集落	上記以外	河野総合事務所

### 問合せ

町民税務課  
武生税務署

TEL 47-8014  
TEL 22-0890

今庄・生活福祉G  
河野・生活福祉G

TEL 45-1111  
TEL 48-2111